

教育・保育施設の利用定員の設定について

1. 「利用定員」とは

「利用定員」とは、施設・事業所に支払われる給付費の基本単価等を決定する際に用いられる定員であり、利用定員が少ないほど給付費の基本単価等は高額になります。

なお、利用定員は認可定員（施設・事業の設置の際に認可される定員）の範囲内で定める必要があります。

（参考：認可定員と利用定員の違い）

認可定員	教育・保育施設及び地域型保育事業設置の際に認可された定員
利用定員	給付費算定の基礎となる定員 ※年齢別ではなく、認定区分（1号・2号・3号）ごとに設定する。 ※基本的に少ない利用定員の方が子ども1人当たりの給付費単価が高い。

2. 「利用定員」設定における子ども・子育て会議の位置づけ

「利用定員」は、施設設置者等からの申請に基づき本市が定めますが、設定に際しては、子ども・子育て会議での意見聴取を行うことが、子ども・子育て支援法に規定されています。

この意見聴取では、設定される「利用定員」が、需要に対し供給過多になり過ぎていないかどうかなどについて、市民の皆様（委員）の目線でご意見をいただきます。

（利用定員設定に関する法令上の根拠）

子ども・子育て支援法（抜粋）

（特定教育・保育施設の確認）

第31条

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、第72条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

3 市町村長は、第1項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めたときは、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

3. 意見聴取の概要

令和8年4月1日に新制度への移行を予定している中野中央幼稚園の利用定員を定めるため、子ども・子育て支援法第31条第2項の規定に基づき中野市子ども・子育て会議にて意見を聴くものです。

4. 新制度移行の幼稚園の概要

設置者	名称	学校法人 伊藤学園
	所在地	長野県中野市中央 4-2-5
	代表者	理事長 伊藤 勇
確認する施設	名称	中野中央幼稚園
	施設の種類	幼稚園
	所在地	長野県中野市中央 4-2-5
	施設管理者（園長）	伊藤 勇
	事業開始（新制度移行）予定年月日	令和8年4月1日
	認可定員	230人

5. 利用定員の設定案について

利用定員の設定については、一般的に「認可定員＝利用定員」となりますが、恒常的に認可定員まで児童が入所しないといった状況にある施設は、実情に応じた定員設定をすることとなっております。

中野中央幼稚園については、過去5年間の実績が平均して88名のため、次のとおり、利用定員を設定することとしたい。

施設名	利用定員数									合計	認可定員
	3号			2号			1号				
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	3歳児	4歳児	5歳児		
中野中央幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人	0人	30人	30人	30人	90人	230人

